**別添－１**

# むらからまちから館における特産品の取扱要領

平成１４年９月
全国商工会連合会

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における特産品の展示販売等の取扱いは、以下の要領により実施する。

## １．特産品等の選定基準

（１）出展事業者

「館」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）特産品等の選定基準

「館」に出展することができる特産品は、次の①～③の要件のいずれかを満たし、かつ、④～⑪の要件の全てを満たす特産品等とする。

① むらおこし事業で開発された特産品等であること。
② 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
③ 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。

④ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
⑤ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
⑥ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
⑦ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
⑧ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
⑨ 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
⑩ 公序良俗に反しない特産品等であること。
⑪ ナショナルブランド（全国的規模で使われているメーカーがつけた商標）でないもの。

## ２．出展の申請及び許可

（１）出展の申請

「館」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）を経由して、全国商工会連合会（以下「全国連」という。）に申請するものとする。

（２）出展の許可

全国連は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記１．の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展の可否を決定する。

## ３．検査義務

出展を許可された事業者等は、全国連が別に定めるところにより、特産品等の衛生検査及び表示検査を受けなければならない。

## ４．「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い及び出展料等

（１）「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い

① ４７都道府県ゾーン

全国４７都道府県の特産品を、原則３か月間展示・販売する。

また、初登場商品の販路を創出する目的で、商品に対するモニター機能、商品開発アドバイザー機能を３か月後【注―別紙参照】に提供する。

② お奨め品ゾーン

「館」の独自の品揃えでお奨め品を提供する。

県内や地域の限定品、売れ筋の商品など、目玉となる代表的なものを展示・販売する。

③ 全国地酒ゾーン

東京では手に入りにくい全国の地酒をテーマに北から南へお奨めの酒、米を展示・販売する。

④ 催事コーナー

「館」全体のイベント実施のほか、出展業者の催事スペースとして提供する。

扱う商品により実演催事、販売催事、持ち帰り催事の各コーナーに分かれる。

実演催事コーナーには厨房や試食・試飲カウンター等を設ける。

（２） 出展料及び運営経費

| | 出展料 | 運営経費 |
|---|---|---|
| ４７都道府県ゾーン | 10,000円/月 | 売上高×５％ |
| お奨め品ゾーン | 事業者との交渉による | |
| 全国地酒ゾーン | 事業者との交渉による | |
| 米穀コーナー | 事業者との交渉による | |
| 販売催事コーナー<br>（ＰＲのみも可） | 20,000円/週<br>（10,000円/週） | 売上高×５％<br>――――― |
| 実演催事コーナー | 10,000円/週 | 売上高×５％ |
| 持ち帰り催事コーナー | 10,000円/週 | 売上高×５％ |

▼…４７都道府県ゾーンについて
① １県連当たり毎月２事業者以上の出展とする。
② 原則３か月出展とする。商品数は１事業者３品目（アイテム）までとする。
（注）品名が同一でも定価が異なると品目を別とする。
③ 出展スペースは、１事業者当たり間口４５㎝×奥行４５㎝(１パレット)とする。

▼…実演、販売、持ち帰り催事コーナーについて
① 原則として１週間単位の出展として、事業者の直接販売とする。
② 実演催事コーナーは厨房を使用しての実演販売を可能とする。
③ 販売催事コーナーは原則として６尺研修机(Ｗ１８０㎝×Ｄ４５㎝×Ｈ７５㎝)１台、丸テーブル （直径９０㎝×Ｈ７５㎝）１台まで使用できるが、他の出展商品数が多いと使用できない場合があるので要相談のこと。
④ 持ち帰り催事コーナーでは弁当などの販売を行い、通常②実演催事コーナーとセットでの利用とする。

（３）各ゾーンにおける出展期間
特産品等の出展期間は、４７都道府県ゾーンは原則として１か月（当月の１日から末日まで）単位の３か月間とし、お奨め、酒、米ゾーンは、特に３か月の期間を設けない。
ただし、１事業者当たり１年度内１２か月を限度とする。

（４）売上金の送金
① 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、（２）に規定する出展料及び運営経費を売上金から差し引くことができる。
② 送金時期は、売り上げた当月末締めの翌月末払いとする。

（５）試食、試飲用特産品の提供
食品を出展する事業者等は、来館者に試食、試飲をしてもらうためにも、試食品を１割程度提供することとする。

（６）販売価格
特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。
高額な商品（３０００円以上）は、ほとんど売れないので留意すること。

（７）値下げ、在庫の処理
賞味期限の短いものは、賞味残日に応じ特産品の値下げ販売、また賞味期限切れの特産品は原則廃棄処理することとする。
また、消費者の不信を買うような短期間での価格変更は極力さけることとする。

（８）特産品の表示等

昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、さらには平成１４年４月から施行された「アレルギー起因物質表示」について、厳に留意すること。

## ５．特産品等の搬送費

原則出展事業者負担とする。

## ６．事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

① 「館」にあらかじめ備え付けてあるものとは異なる設備及び装飾等を事業者等の意思により使用する場合はその使用に係る費用
② 販売、イベント等のために事業者等が派遣する要員に関する費用
③ 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用
④ その他全国連が事業者等が負担することが妥当であると認める費用

## ７．出展の取消

全国連は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは、出展を取り消すことができる。

① 出展料の納入を怠ったとき。
② 前記６．に定める負担義務に違反したとき。
③ 事業者等及び特産品等が本要領に違反したとき。

## ８．損害賠償

事業者等は、前記７．に掲げる事由により出展の取消しを受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は出展料の払戻し及び損害賠償その他の請求をすることができない。

## ９．その他

本要領に定めのないもので、「館」の出展等に関し必要な事項は、全国連会長が別に定めるところによる。

（別紙様式）
別紙１：「むらからまちから館」４７都道府県ゾーン出展申込書
別紙２：「むらからまちから館」催事出展申込書

【情報推薦リスト】
（注）全国地酒ゾーン（米含む）への展示販売等の取扱いは、別に定める「むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領」による。

**別　紙**

# 「むらからまちから館」４７都道府県ゾーンにおけるモニター制度について

平成１２年９月
全国商工会連合会

## １．目　的

本モニター制度は、「むらからまちから館」において特産品の販路開拓を図るため、消費者ニーズに的確に対応した商品づくりを支援することを目的とする。

## ２．対象商品

モニターの対象商品は、「むらからまちから館」の４７都道府県ゾーンへ原則として、３か月間新規出展した特産品であって、かつ事業者が希望するものとする。ただし、開発後、原則として１年以内の特産品であること及びミニ物産展に出展した商品を除くものとする。

## ３．モニター制度の内容

当該特産品に関する３か月の販売実績並びにモニター制度の結果を集計し、事業者及び該当県連に報告をする。

（１）消費者情報

消費者からの「アンケートはがき」による情報（価格・味・分量・パッケージ・買上理由など）を取りまとめ，出展事業者などへ報告するものとする。ハガキは館での買上客に広く配布するものとする。

（２）専門家情報

消費生活アドバイザーを委嘱して、専門的立場から意見を募る。

## ４．出展期間と出展事業者への取りまとめの報告

原則として次表のとおりとする。

| 出展期間 | ７～９月【第２期】 | 10～12月【第３期】 | １～３月【第４期】 | ４～６月【第１期】 |
|---|---|---|---|---|
| 実施月 | １０月 | １月 | ４月 | ７月 |

# 「むらからまちから館」での催事コーナー出展手引き

平 成 １ ４ 年 １ ０ 月
全 国 商 工 会 連 合 会

むらからまちから館では、館の賑わい創出と来館の促進を図ることを目的として、情報ゾーンとも連携し、各催事コーナーおける特産品の直接販売、紹介による出展促進を以下により行う。

## １．各実施コーナーについて

催事コーナーは、扱い商品、販売形態により以下の３種類に区分する。それぞれのコーナーは、同時に申し込み利用することができる。その場合、各コーナーの出展料を加算する。

### （1）実演催事コーナー

厨房を利用して食品、飲料品の実演販売を行う。
通常、持ち帰り催事コーナー下記（２）とセットで利用するものとする。

①　既存設備及び機能

【厨　房】

・５尺コールドテーブル　１本
・２槽シンク　１台（電気湯沸かし器付き）
・電子レンジ　１台
・電熱器（２KW）　２台
・デジタルはかり　１台
・ジューサーミキサー　１台

・テーブル　２本
・椅子　４席
・ハイチェアー　３席

【看　板】

・スチレン製　１枚

上記以外の什器は要相談。

②　その他

持ち込み什器は、取扱説明書、パンフレット等で、電気容量、コンセント形状等を知らせること。（容量によっては利用できない器具があります。）

・熱源は電気のみ。（ガス不可）
・多量に油を使うことは不可。

**（２）持ち帰り催事コーナー**

弁当等持ち帰り商品を販売する。

・弁当は、販売スペース（幅９０㎝×奥行６０㎝×高さ７５㎝）にて対応。

・製造責任の所在を明確にすること。

**（３）販売催事コーナー（新　入口スペースにて対応）**

特産品の展示・ＰＲ、販売を行う。

① 基本什器

販売催事コーナーでは、以下の基本什器を利用できる。

・６尺研修机（幅１８０㎝×奥行４５㎝×高さ７５㎝）１本

・丸テーブル（直径９０㎝×高さ７５㎝）１本

原則として、正面入口の左側とするが、商品量・内容に応じて、相談のうえ両側の２拠点を使用できる。

販売の伴わないアンケート調査やＰＲなどの実施は別途相談する。

② その他

・持ち込み什器は要相談（特に電気容量を大量に消費するものは不可）

・冷蔵庫、冷凍庫など販売什器はレンタルとし実費が必要となる。

・他の出展商品が多数ある場合、館の運営する自主催事・ギフト等のある場合は、催事コーナーを利用できないことがある。

## ２．各催事の実施について

（１）出展期間

**原則として、１週間単位（水～翌火曜日）とする。**

（２）申込方法

① 応募は随時とし、原則として、希望日の１カ月前までの申込みとする。

② 希望が多数の場合は、調整させていただきます。

③ 販売形態及び販売商品（例．同一地域の同種の商品がプロパーに既に出展している場合等）によっては、出展できない場合もあるので、予めご承知おきください。

（３）販売形態

事業者の直接販売とする。

（４）金銭処理

タメ銭処理とし、閉店後一括入金とする。

（５）什器・販売備品について

基本什器以外は全て事業者負担とする。（一部店内既存什器の流用もできますので事前にご相談ください。）

（６）その他

具体的実施時期、注意事項について催事出店事業者へ事前にＦＡＸ送付させていただきます。

（７）出展料と販売経費について

| | 出展料 | 販売経費 |
|---|---|---|
| 実演催事コーナー | １０，０００円／週 | 売上高×５％ |
| 持ち帰り催事コーナー | １０，０００円／週 | 売上高×５％ |
| 販売催事コーナー | ２０，０００円／週 | 売上高×５％ |

・出展料及び経費は、１週間単位とする。（１日でも同額）。
・販売を伴わない観光ＰＲ等での利用については、施設利用代金として、１万円を事業者負担とする（１日でも同額）。
・売上金の送金は、原則として出展期間の終了した月の翌月の末日とする。この場合出展料等と相殺することができる。（月をまたいだ場合は翌月とする。）

## ３．催事各コーナーレイアウト

◆…むらからまちから館の各催事コーナーの効率運営及び来館者の促進を図るため、次のとおり販売催事コーナーを館エントランス両側へ移動します。

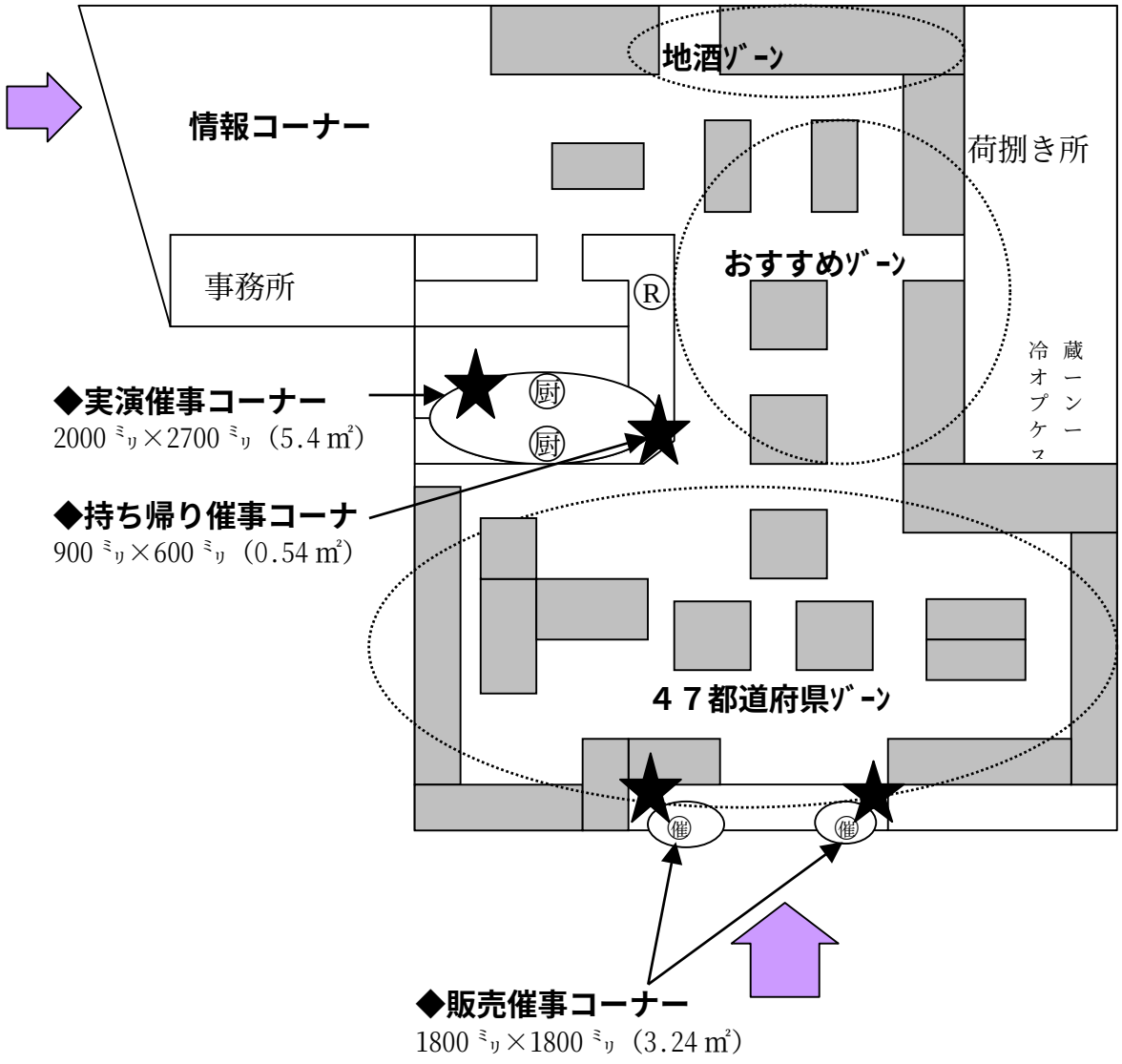

別添―３

# むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領

平 成 １ ４ 年 ５ 月
全 国 商 工 連 協 力 会

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類及び米穀類の展示・販売は、「全国商工連協力会」（以下「協力会」という。）が以下の要領に基づき実施する。

## １．取り扱い基準

（１）事業者

「館」で酒類及び米穀類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の卸免許を有する事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）酒類及び米穀類の範囲

① 「館」で販売できる酒類は、商工会の会員が製造した１㍑未満の容器入りの酒類であって、次の酒類であること。

ア、清酒　　イ、焼酎　　ウ、果実酒類　　エ、ウイスキー類
オ、リキュール類　　カ、雑酒

（注）合成清酒、みりん、ビール、スピリッツ類（ラム酒含む）及び粉末酒は取扱不可

② 「館」で販売できる米穀類は、事業者等が販売している次の米穀類であること。

ア、精白米　　イ、玄米　　ウ、胚芽米　　エ、アルファ化米
オ、その他の米穀類

※商品は「穀類」に限る。
主食としての真空パックの赤飯やピラフ、炊き込みご飯をはじめ、煎餅、餅等については他のゾーンへの出展となる。

## ２．推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、主として、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、協力会において検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

## ３．取引条件

（１） 酒類及び米穀類の仕入価格については、別途、協力会が事業者等と調整を行う。

（２） 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締めの翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。

（3）売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類及び米穀類は、原則として返品するものとする。返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。

（4）事業者等は、来館者に試飲又は試食をさせるため、協力会と協議のうえ試供品を提供することとする。

## ４．搬送費

原則出展事業者負担とする。

## ５．出展に当たっての注意

別紙の注意事項を尊守すること。

## ６．その他

（様式－３）「むらからまちから館」全国地酒ゾーンへの出展品推薦リスト（米を含む）

別　紙

# 「むらからまちから館」における酒類及び米穀類出展に当たっての注意事項

平 成 １ ３ 年 １ １ 月
全 国 商 工 連 協 力 会

出展に当たっては、以下の各事項を遵守して下さい。

１．出展に際しては、品質を維持し、所定の日時・場所に納品を行い、納期を遵守して下さい。

２．納品する商品の品質については、事前に商品検査及び検品確認を行うなど、常に格別の注意を払うと共に、商品・商品名等が著作権、意匠権その他第三者の権利を侵害しないものであることに特に注意して下さい。
　そのうえで特に中身と商品種類名が違わないか、内容量、製造年月日、生産地等の表示に間違いがないか注意してください。また、異物混入等消費者に甚大な被害を与えた場合法律（ＰＬ法等）上責任が発生する場合があります。十分注意してください。

３．出展事業者の所在地と商品表示が違う物の出展はできません。

４．不良品については、ただちに引き取り又は交換することとし、万が一これがもとで、損害が発生した場合には、責任をもって処理していただきます。また、商品の不良により送料等の費用が発生した場合は、出展者に負担していただきます。

５．商品に直ちに発見することができない瑕疵があったために、買主から商品の返品・返金等の処理を求められた場合は、協議のうえ誠意をもってこれを処理するようお願いします。

６．商品代金その他の債権を、文書による承諾なくして第三者に譲渡し、又は担保に供することは厳禁と致します。

７．取引に当たって設定された口座を、第三者に貸与することは一切ないようにお願いします。

８．出展者が住所、商号等を変更した場合、又は、他社との合併、営業目的の変更、監督官庁からの営業停止若しくは営業免許の取り消しを受け、又は差し押さえ処分を受け若しくは会社整理など、「むらからまちから館」との取引を継続できない場合は「むらからまちから館」から通知勧告をせず、取引契約を解除し、商品の返品などの処置をとるものとします。

９．その他上記以外で出展者が故意又は過失により、「むらからまちから館」又は消費者に損害を与えたときは、出展者の責任と負担でこれを処理し、「むらからまちから館」に迷惑をかけないようお願いします。

# 「むらからまちから館」47都道府県ゾーン(委託) 商品出展申込書　【取引開始：平成　年　月　日】

別紙―1

◎太黒枠内は事業者記入　※金融機関コード(全銀協)と支店コードを必ず正確にご記入ください。誤りますと振込が遅くなります。

| 県名 | 和歌山県 | 商工会 | | 希望出展期間(○で囲む) | ① 3月で終了… ② 4月からも継続 ③ 新規… 04月～06月 3 ヵ月間 ※出展は原則、最長1年です | 出展商品区分 ・食品 ・非食品 | 事業者コード | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コード | 30 | コード | | 出展料請求先 | (○で囲む) 商工会 ・ 出展事業者 | | | |

| フリガナ | | TEL | | 担当者名 | 緊急連絡先・トラブル時・商品説明可能な方の連絡先 | 住所 フリガナ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業者名 | | FAX | | | 携帯 | 〒 |
| 銀行名 | | | | | | |
| | 金融機関コード | | (普通 ・ 当座) | 口座名義名 | フリガナ | |
| 支店名 | 支店コード | | 口座番号 | | | |

| 商品名 | モニター制度利用選択(初出展で、3カ月継続出展事業者に限る) | 商品分類 | 販売方法 | 容量 | 定価 | 納品日よりの賞味期間 | (食品は賞味期限後は原則破棄) | 最低発送個数 | 1ケースの入り数 | 出展終了後の対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ・利用する ・利用しない | | 冷蔵 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 常温 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 冷凍 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| 商品特徴・説明・POP用コメント (原材料の原産国は必ずご記入ください) 注：商品の仕様 (特に容量変更) は事前に連絡してください。原則期間中の値上げはしないでください。 | | | | | | | | | | |
| ② | ・利用する ・利用しない | | 冷蔵 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 常温 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 冷凍 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| 商品特徴・説明・POP用コメント (原材料の原産国は必ずご記入ください) 注：商品の仕様 (特に容量変更) は事前に連絡してください。原則期間中の値上げはしないでください。 | | | | | | | | | | |
| ③ | ・利用する ・利用しない | | 冷蔵 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 常温 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| | | | 冷凍 | | | | 値下げ販売→残試食PR→処分 | | | 処分・返品 |
| 商品特徴・説明・POP用コメント (原材料の原産国は必ずご記入ください) 注：商品の仕様 (特に容量変更) は事前に連絡してください。原則期間中の値上げはしないでください。 | | | | | | | | | | |

| [館担当者記入欄] 売上状況 | データー；月平均売上 | [館担当者コメント] |
|---|---|---|
| | | |

(注－1) 商品分類…1．農産食品　2．水産食品　3．畜産食品　4．調味料　5．パン・菓子　6．飲料　7．麺類　8．繊維製品　9．木工芸品　10．家具　11．陶磁器
12．その他　13．健康器具・健康自然食品　＊ 出展料は、月10，000円で；＊ 搬送費は、事業者のご負担となりますので、元払いでの搬送をお願いします。

(注－2) 試食は納品数量の約1割程度をお願いします。

(注－3) 商品説明コメントは、消費者等に対する説明のため,必ずご記入ください。

(注－4) 金融機関コード及び支店コードは必須記入事項です。　　色部分：緊急連絡先を必ず記入ください

別紙―２

# 「むらからまちから館」催事出展申込書

申し込み日【平成　　年　　月　　日】

◎太黒枠内は事業者記入、点線部分は商工会記入

※出展回数　【本年　　回目】　【累計　　回目】

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県名 | 和歌山県 | 商工会 | | 出展期間 | ※原則水曜～火曜の1週間 | 食品 | 事業者コード | |
| コード | 30 | コード | | 出展料等 | 売上金送付の際、相殺 | 非食品 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | TEL | | 担当者名 | 住所　フリガナ |
| 事業者名 | | FAX | | | 〒 |
| 銀行名 | | | | | |
| | 金融機関コード | | （　普通　・　当座　） | 口座名義名 | フリガナ |
| 支店名 | 支店コード | | 口座番号 | | |

| 商品名 | 商品分類 | 内容 | 保管方法【販売は原則常温になります】 | 希望催事 | 出展料 | 販売経費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 常温 | 実演販売（厨房使用時手元は見えません） | 20，000円／週 | 売上高×5％ |
| | | | 冷蔵※ | 販売 | 20，000円／週 | 売上高×5％ |
| | | | 冷凍※ | PRのみ | 10，000円 | |

◆催事内容（商品説明・コメント・持ち込み販促ツール等）

◆催事タイトル名　看板記入文（例：静岡天城湯ヶ島町より　「湯ヶ島町特産品　産直の市」　湯ヶ島町青年部　）

| 【館担当者記入欄】 | 平均売上実績 | 担　当　者　コ　メ　ン　ト |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

（注）　商品分類…1．農産食品　2．水産食品　3．畜産食品　4．調味料　5．パン・菓子　6．飲料　7．麺類　13．その他

※高額商品（1500円以上）や、全国どこででも手に入る商品の販売は「特産品催事」として、いままで良い結果を出していませんのでご注意ください。

※ビデオ、TV、また販売用ｵｰﾌﾟﾝ冷蔵庫、冷凍庫などは原則出展事業者の経費負担となります。

別紙－３

# 「むらからまちから館」地酒ゾーン（米を含む）への出展品推薦リスト

| 商工会 | 担当者名（　　） |
|---|---|

| 商品名（酒別） | 推薦理由 | 事業者名 | 事業者連絡先 |
|---|---|---|---|
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |
| （　　） | | | 電話<br>FAX<br>E-mail |

**（注－１）酒の場合は酒別をご記入下さい。（清酒、焼酎、果実酒類、ウイスキー類、リキュール類、雑酒）**
**（注－２）出展を依頼する事業者には、当会にて検討のうえ、直接担当者からご連絡します。その間、日数がかかる場合がありますのでご承知おき下さい。**
**（注－３）現在、出展中（お取引扱い中）の事業者については、推薦不要です。**